# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	いちき串木野市 地方税法における固定資産税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、地方税法における固定資産税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

いちき串木野市長

## 公表日

令和7年7月30日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	固定資産税関係事務			
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力			
③システムの名称	固定資産税システム・地方税電子申告支援サービス・統合宛名システム 中間サーバー・家屋業務評価支援システム・固定資産税地図評価システム			
2. 特定個人情報ファイル名				

固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル 家屋物件情報ファイル 土地物件情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表24、135の項並びに地方税法等

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務法令第2条の表並びに地方税法等		

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

\_

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 いちき串木野市 税務課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 いちき串木野市 税務課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和	7年1月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点						
3. 重大事故								
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[   基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた入手を除く	。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが	[ +分で	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			

けわれるリスクへの対束は十 分か			3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイル(	の取扱いの委託		]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	ない はいまま (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	<b>ノステムとの接続</b>		[ ]接続しない(入手) [ (	)]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			]人手を介在させる作業は	ない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。						
9. 監査						

実施の有無	[O]自己点検 [ ]内部監査 [O]外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· 啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策  「」全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員会計年度任用職員を含む。等に対し、研修や6ラーニングを実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対してはフォローアップを行うなど、関係する全ての職員等が研修を受講するための措置を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えれる。 中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 ②物理的安全管理措置 ・中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 ②を担ている。 とから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えれる。 中間サーバ・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を施重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うともに、ログの解析を行う。・中間サーバ・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているのS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。 ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ③物理的安全管理措置 ③物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドにおける措置 ②対理的安全管理措置 ・ブがメントクラウドで表しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにフクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの情性も不多にサークにフタレス・メークアウス人の可以に対し、対がメントクラウドが損性するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ・データアクセスパターン、アカウント動作等について継続 的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・グラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。・プラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。・グラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ファンス・メークアイルの更新を行う。・地方公共団体が各SP又はガバメントクラウド連用管理補助者の運用保守地点がガバメントクラウドへの接続について、必要に応じてセキュリティの今で構成する。・ルカ公共団体やASP又はガバメントクラウド連に関連補助者の運用保守地点がガバメントクラウドへの接続について、必要に応じてセキュリティの中で構成する。・ルカ公共団体が各対では関係では関係は対しているの対域は対しているの対域は対しているの対域は対しているの対域は対しているの対域は対しているの対域は対しているの対域は対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対しているの対域に対域に対しているのがでは対域に対しているの対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しないるのでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対域に対しないのがでは対域に対しないるのがでは対域に対しているのがでは対域に対しないのでは対域に対しているのがでは対域に対しているのがでは対しているのがでは対域に対しないのがでは対域に対しないるのがで			

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I -5-2	下迫田久男	中村昭一郎	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ-1	2014/12/1	2015/4/1	事後	
平成28年4月1日	II-2	2014/12/1	2015/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I -5-2	中村昭一郎	松野 要	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ -1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I -5-2	税務課長 松野 要	税務課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅱ -1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和2年1月1日	Ⅱ -1	2019/4/1	2020/1/1	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和2年1月1日	Ⅱ-2	2019/4/1	2020/1/1	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和3年4月1日	公表日	2020/1/29	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -1	2020/1/1	2021/1/1	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-2	2020/1/1	2021/1/1	事後	
令和4年4月1日	公表日	2021/5/20	2022/5/20	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ -1	2021/1/1	2022/1/1	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2	2021/1/1	2022/1/1	事後	
令和4年4月1日	IV-8	外部監査	自己点検及び外部監査	事後	
令和5年4月1日	公表日	2022/5/20	2023/5/19	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ -1	2022/1/1	2023/1/1	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2	2022/1/1	2023/1/1	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ-1, 2	R6.1.1	R7.1.1	事後	
令和7年4月1日	1-3	番号法第9条第1項 別表第一の16の項並び に地方税法等	番号法第9条第1項、別表24、135の項並びに 地方税法等	事後	
令和7年4月1日	I -4	番号法第19条7号、別表第二の項番号27の 項並びに地方税法等	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 に基づく主務法令第2条の表並びに地方税法等	事後	
令和7年4月1日	IV-2,4,5	特に力を入れている	十分である	事後	